

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五の三 (略)</p> <p>五の四 テールゲートリフター(第五十一条の二第七号の貨物自動車荷台の後面に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)</p> <p>六 四十一 (略)</p> <p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならぬ。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。</p> <p>一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五の三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 四十一 (略)</p> <p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならぬ。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。</p> <p>一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフター)〔第五十一条の二第七号の貨物自動車の荷台の後面に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。〕を除く。〕を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>